



平成 20 年 6 月 25 日

各 位

| | | | |
|------|----------------------|-------|--|
| 会社名 | グッドウィル・グループ株式会社 | | |
| 代表者名 | 代表取締役社長 | 堀井 慎一 | |
| | (コード番号 4723 東証第一部) | | |
| 問合せ先 | 経営企画本部 I R 部長 | 前田 智之 | |
| | (TEL . 03-3405-9262) | | |

当社子会社株式会社グッドウィルの事業の廃止に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 25 日開催の取締役会において、平成 20 年 7 月 31 日を目処として、下記の通り当社子会社株式会社グッドウィルの全ての事業を廃止する事を承認決議し、これに伴う内勤従業員に対する合意退職の申入れを行うことを当社子会社グッドウィルから報告を受けましたのでお知らせ致します。

記

1. 事業の廃止の経緯及び理由について

「新経営体制による経営方針の骨子について」(平成 20 年 5 月 9 日)発表の通り、当社は国内事業において、技術・製造分野における特定派遣を中心とした派遣形態に経営資源をより一層集中的に投入し、日雇派遣事業の事業規模は相対的に縮小させることで、グループ全体の企業価値を高めることを目指しておりました。

一方、当社子会社グッドウィルは東京労働局から受けた事業停止処分明け以降、営業収益の回復が見込み以上に遅れる等、極めて厳しい資金収支状況が続いており、当社子会社グッドウィルの事業の他社への譲渡、もしくは同事業の大幅縮小を検討せざるを得なくなっておりました。

そこで当社は、当社子会社グッドウィルの事業譲渡について買収希望先複数社と協議を重ねてまいりましたが、事業停止明け後の業績について慎重に検討したい等の要望があり、合意にまで至っておりませんでした。

こうした中、本年 6 月 3 日の当社子会社グッドウィルの従業員逮捕により、全ての買収希望先において事業譲渡の協議が中断し、当該事案の刑事処分及びそれに伴う行政処分の取扱いが確定するまでは、交渉が再開されない状況となっておりました。その後、本年 6 月 24 日、当社子会社グッドウィル従業員 3 名に対し略式命令が発せられ、同日、罰金を納付致しました。これら従業員の行為は「会社の業務」に関するものとして両罰規定が適用され、当社子会社グッドウィルについても略式命令が発せられ、同日、罰金を納付致しましたが、これにより当社子会社グッドウィルの一般労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業にかかる許可が取消される可能性が高くなりました。

このような状況下、当社子会社グッドウィルの事業継続並びに事業譲渡の可能性は事実上途絶えたと判断せざるを得ず、事業を全て廃止することを決議致しました。

株主の皆様、お取引先、スタッフ及び内勤従業員、並びに関係先の皆様には大変なご迷惑をお掛けします事、深くお詫び申し上げます。

当社と致しましては、当社子会社グッドウィルの従業員の雇用の確保の為に最大限の努力を致します。また、今回の事態を重く受け止めたうえで、新経営体制のもと、既に公表しておりますリバイバル・プランに基づいて、過去の清算、信頼の回復に引き続き邁進し、現在当社の中核事業であり収益基盤である技術者派遣を更に強化拡大し、グループの経営再建を図って参ります。

一連の不祥事によって毀損した当社の信用と財務基盤を一日も早く回復し、また、全社的なコスト削減を図り、本社をはじめとする間接コストを徹底して見直し、財務基盤を確立した上でバランスのとれた適正な経営により安定的な成長を目指して参ります。

コンプライアンスの徹底を図ることは当然のこととして、新たな出直しの為に、六本木ヒルズからの本社移転や社名変更を検討しております。

2. 当社子会社グッドウィルの内勤従業員の処遇について

当社子会社グッドウィルは、本日、平成 20 年 7 月 31 日を目処として全ての事業を廃止すると共に、内勤従業員に対して本年 7 月末を退職日とする合意退職の申入れを行う事を決議致しました。当社子会社グッドウィルは、同社の従業員の雇用の確保の為に最大限の努力を致します。

- (1) 当社子会社グッドウィルは、その派遣労働者の雇用の確保の為、派遣先への直接雇用を働きかけると共に、内勤従業員についても再就職の斡旋を行う等、全ての労働者の雇用の確保に努め、とりわけ障害を持つ従業員については個々の事情に応じた配慮を行います。また、社団法人日本人材派遣協会等に協力をお願いし、加盟企業への当社子会社グッドウィルの派遣労働者及び内勤従業員のうち、希望する者の雇用受入れを要請致しました。
- (2) 当社子会社グッドウィルは、全ての労働者の賃金について適正な支払いを行います。
- (3) 平成 19 年 6 月 21 日にお知らせした当社子会社グッドウィルに係る「データ装備費」のお支払い対応については、当社子会社グッドウィルにおいて引き続き継続し、その相談窓口を設置します。
- (4) 上記のほか、当社子会社グッドウィルは、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法等労働関係諸法令の遵守の徹底を図ります。

3. 当該子会社の概要

商号 株式会社グッドウィル
 代表者 代表取締役 中元 一彰
 所在地 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
 設立年月日 平成 16 年 4 月 7 日
 主な事業の内容 総合人材サービス（人材派遣）
 決算期 6 月
 従業員数 4,161 名（平成 20 年 6 月 1 日）
 資本金 100 億円
 発行済株式総数 200,000 株
 株主構成 グッドウィル・グループ株式会社 100%
 最近事業年度における業績の動向

| | 平成 18 年 6 月期 | 平成 19 年 6 月期 | 平成 20 年 6 月期 (9 ヶ月) |
|------|--------------|--------------|------------------------|
| 売上高 | 107,539 百万円 | 138,487 百万円 | 78,499 百万円 |
| 営業利益 | 8,702 百万円 | 8,861 百万円 | 1,973 百万円 |
| 経常利益 | 8,586 百万円 | 8,930 百万円 | 1,699 百万円 |
| 当期利益 | 5,266 百万円 | 3,402 百万円 | 4,282 百万円 |
| 総資産 | 26,785 百万円 | 35,688 百万円 | 23,015 百万円 |
| 純資産 | 17,341 百万円 | 19,845 百万円 | 14,437 百万円 |

グッドウィルが連結業績に占める割合：売上高 16.9%（平成 20 年 6 月期第 3 四半期構成比）

4. 日程

平成 20 年 6 月 25 日 取締役会決議
 平成 20 年 7 月 31 日 事業廃止予定

5. 今後の見通し

本件事業の廃止が業績に与える影響については、未確定であります。明らかに次第開示致します。

以上